

伸縮管等交換役務

件 名	伸縮管等交換役務		
図 面 名 称	表 紙		
仕 様 書 番 号	52	図面番号	1 / 3
作 成 年 月 日	7.7.18	縮 尺	—
部 隊 名	大宮駐屯地業務隊管理科		

仕様書

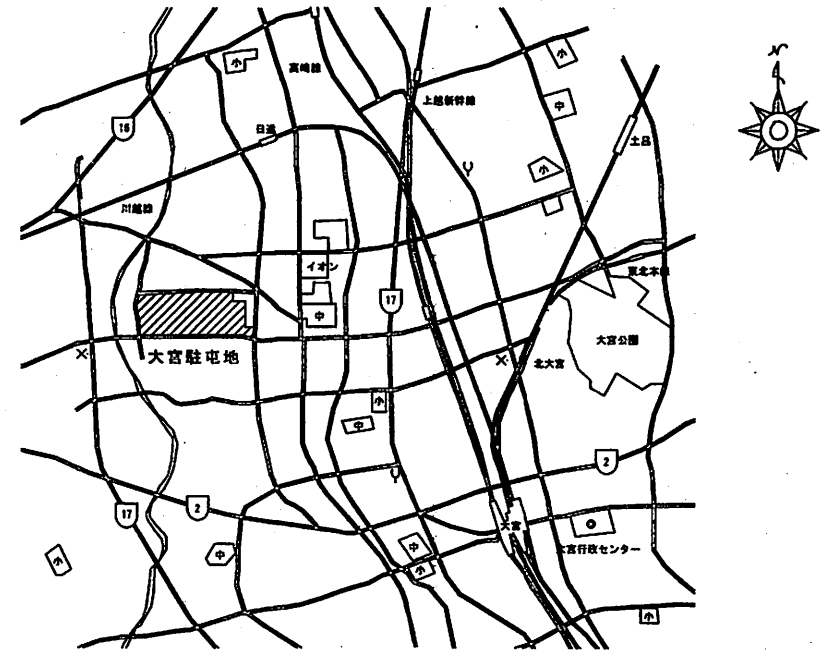
- 件名：伸縮管等交換役務
- 実施場所：埼玉県さいたま市北区日進町1-40-7 陸上自衛隊大宮駐屯地
- 概要：伸縮管交換 1式、
槽内フート弁交換 1式、
逆止弁交換 1式
工期：契約日～令和7年10月31日
- 一般共通事項
 - 本役務は、本仕様書による他、次の規定及び関係諸規定に基づき実施する。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編 令和7年度版)」
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編 令和7年度版)」
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編 令和7年度版)」
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(電気工事編 令和7年度版)」
 - 本仕様書・図面に記載なき事項については監督官と調整し、当然実施すべき事項は請負業者の負担において実施すること。また、作業上軽微なもので当然必要と判断される事項についても同様とする。
 - 請負業者は契約後速やかに工事実施日を監督官と調整すること。また、工程表等を提出して監督官の承認を受けること。
 - 請負業者は現場代理人及び主任技術者を指名し、関係法令及び諸規定に基づき工程管理・品質管理及び作業に従事する者の技術上の指導監督を行うこと。
 - 本役務により発生した発生材(鉄屑類)は、指定の発生材図書と共に監督官の指示する場所に集積するものとし、鉄屑以外の発生材は監督官の指示する場所に集積すること。
鉄屑等の発生材以外の廃棄物は、関係法令に遵守し適切に処分すること。
 - 本役務に使用する材料は仮設材を除いて全て新品とし、JIS規格品等の適用品とする。また、監督官の検査を受けて承認されたものを使用すること。
 - 役務実施中の安全確保には十分に留意して現場管理を行うとともに、火災等の災害及び事故に注意すること。また必要に応じて養生等の処置を行うこと。
 - 隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合、又は施設等を破損した場合で、その原因が本工事に関すると認められた場合、請負業者が補償及び賠償の責を負うものとする。
 - 本役務に必要な電気及び水道については、請負業者の負担とする。やむを得ず駐屯地内の施設を使用する場合は有償とし、請負業者の負担において仮設メーター等を設置すること。使用料金支払い方法については監督官から指示する。
 - 本役務に関係する申請及び提出書類等は、監督官から指示された様式により作成及び提出すること。
 - 本役務の写真はカラーとし、作業状況を撮影してアルバム(A4版)に整理する。また、デジタルカメラも使用できるものとし、大きさはサービス版相当とする。提出部数は1部とし、施工前・施工中・施工後・施工後随べいとなる箇所・材料搬入・その他主要な工程の実施状況及び監督官の指示する箇所の写真を撮影すること。
 - 本役務の完了に際しては、当該工事に関連する箇所の清掃及び後片付けを実施すること。
 - 本役務の完了した際、監督官に完了届を提出して検査官の検査を受けるものとする。
 - その他疑義が生じた場合は、監督官と調整のうえ実施すること。

特記事項

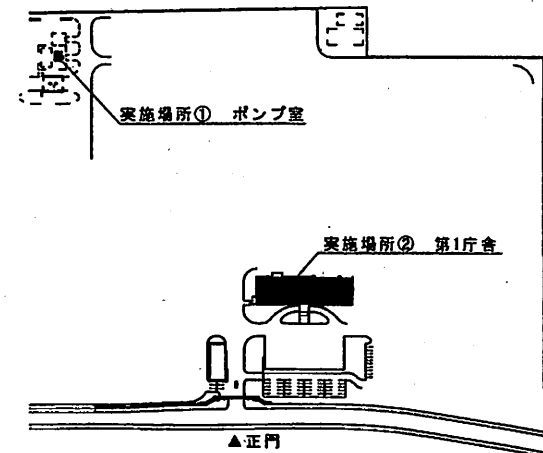
- 本役務において更新する機器は図面番号3/4、4/4に記載するものとし、同等品以上とする。
- 本役務には下記の作業を含むものとする。

7 試運転調整

- 本役務は給排水工事に熟知した者が実施すること。
- 修理終了後試運転調整を行い、正常に動作することを確認すること。また結果報告書を監督官に1部提出すること。(様式随意)
- 本修理が契約後、修理の日程を速やかに監督官と調整するものとする。
- 本修理は、平日に実施することを基本とするがやむを得ない場合、監督官と調整を実施すること。
- 本工事終了から、1箇年を保証期間とし、災害等以外で不具合が発生した場合は原因を追及し速やかに修理する。



駐屯地案内図 S=1:X



駐屯地案内図 S=1:X

件名	伸縮管等交換役務			
図面名称	仕様書			
仕様書番号	52	図面番号	2/3	
作成年月日	7.7.18	縮尺	—	
作成部隊名	大宮駐屯地業務隊管理科			

